



## 補助対象者の要件

- 交付申請日において村内に住所を有している。
- 村税を滞納していない。
- 暴力団員等又は暴力団等の反社会的勢力と関係を有していない。
- 同一の住宅において、申請者及び申請者と生計を一にする方が蓄電システム（以下、「設備」という。）に対して、過去に村からの補助金及び「茨城県自立・分散型エネルギー設備導入促進事業」に基づく補助を受けていない。又は受ける見込みがない。
- 茨城県が実施する「いばらきエコチャレンジ」に登録している。
- 次のいずれかに該当する方

要件	区分
令和7年10月1日以降に設備を購入し、自らが居住している村内にある既存の戸建て住宅に設置した方。 (=既存住宅に設備を設置した方)	A対象者
令和7年10月1日以降に戸建て住宅の新築や建売住宅の購入に伴って設備を購入、設置した方。又は新品の設備の付いた戸建て住宅を購入された方。	B対象者

## 対象設備の要件

- 新品であること。
- 設備設置年度において、国が実施する蓄電システムの補助事業における補助対象設備として登録されている設備
- 太陽光発電システム（発電出力値10kwh未満）と接続され、かつ、当該システムにより発電される電力を充放電できるものであること。
- 蓄電池部から供給される電力が、蓄電システムを設置した住宅等において使用されるものであること。
- **令和7年10月1日以降に購入・設置された設備**であること。

## 補助金額

**10万円（定額）**

## 申請の期限／方法（対象者の区分に従って申請してください。）

区分	申請期限	申請方法
A対象者	設備の購入又は設置後、 <b>1年以内</b> ※	次ページの提出書類を揃えて、環境政策課窓口までご提出ください。
B対象者	住宅の引渡の日から起算して <b>1年以内</b> ※	※郵送でのご申請も可能ですが、書類不備などがあった場合は、書類が揃い次第の受付となりますのでご注意ください。

※太陽光発電システムと同時申請を行う方で、令和7年度中に売電を開始した方については、申請期限が令和9年3月31日までとなります。

<交付までの流れ>



①申請書類提出

②審査・交付決定



③交付決定通知・支払

設備購入・設置後  
(または新築など入居後)

## 提出書類

提出書類 (3~12はコピーでの提出可)	対象者	
	A	B
<b>1. 交付申請書（様式第1号）</b> ● 窓口で受け取り、又はHPでダウンロード可能	○	○
<b>2. 振込口座記入用紙</b> 窓口で受け取り、又はHPでダウンロード可。	○	○
<b>3. 設備の導入に係る費用及び支出が確認できる書類</b> ● 蓄電システムの設置費用が明記されたもの ● 領収書が発行されない場合は振込票や内訳書などの写し ● リース契約の場合は、リース契約が確認できる書類の写し	○	○
<b>4. 設備の製造会社名、型式及び仕様が確認できる書類</b> ● カタログ等	○	○
<b>5. 納品書又は設備設置後の写真</b> ● 写真の場合は、住宅に設備が載っていることが分かる画角のもの。	○	○
<b>6. 設備の設置場所を示す案内図</b> ● 住宅地図、Googleマップなど	○	○
<b>7. 太陽光発電システムとの連携が確認できる書類</b> ● 接続図、系統図、室内電力モニターなど ● 上記が難しい場合、太陽光パネルが自宅に設置されていることが分かる写真でも可	○	○
<b>8. 申請者が、茨城県が実施する「いばらきエコチャレンジ」に登録していることが確認できる書類</b> ● ログイン後のホーム画面の写しなど ● 登録時の名前は申請者又は同一住所地において居住する方の名前で登録してください。  いばらきエコスタイル (エコチャレンジ) HP >> <a href="https://www.ibaraki-eco-challenge.jp/">https://www.ibaraki-eco-challenge.jp/</a>	○	○
<b>9. 納税証明書（未納がないことの証明）（発行から3カ月以内のもの）</b> ● 発行から3カ月以内のもの（税務課又は郵送申請にて取得可能）。 ● 申請時において村税(住民税、固定資産税等)が課税されていない場合は添付不要	○	○
<b>10. 設備の購入日又は設置日を確認することができる書類</b> ● 他の書類で確認が取れる場合は提出不要	○	
<b>11. 住宅の引渡日が確認できる書類</b> ● 住宅メーカーの引渡証明書等		○
<b>12. 他補助金等の金額が確認できる書類</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">条件により提出</span> ● 申請する設備に対して他の補助金の交付を受けている場合、又は受ける見込みがある場合提出	※	※
<b>13. 事務代行届（様式第2号）</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">条件により提出</span> ● ※交付申請の <b>手続を代理の者（業者等）</b> に委任する場合提出 ● 窓口で受け取り、又はHPでダウンロード可能	※	※

## 【注意】

- 受付は原則として先着順となります。なお、予算残額が各メニューの補助上限額を下回った場合は、そのメニューの申請受付を終了します。他のメニューについては、受付を継続します
- 必要書類がすべて揃ってからの申請受理・審査・交付決定となりますのでご了承ください。
- 本補助金について、他の設備の交付申請を同時に行う場合、内容が重複する書類は1通のみの提出で受付可能です（設置場所の案内図、納税証明書など）。

 お申し込み・お問い合わせ先

村民生活部 環境政策課  
環境計画推進担当(役場行政棟4F)  
TEL:029-282-1711(内線1432)  
Mail:kankyuu@vill.tokai.ibaraki.jp